

# 第 4 次米子市男女共同参画推進計画

(素案)

【修正版】



# 目 次

計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画の基本理念 .....	2
5 計画の目標 .....	2
6 計画の基本テーマ .....	3
7 計画の推進 .....	4
計画の体系 .....	6
計画の内容 .....	7
<b>基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</b>	
重点目標 1 男女共同参画の理解促進と人材育成 .....	7
基本施策 1 一般市民啓発・人材育成 .....	9
基本施策 2 行政職員の人材育成 .....	9
基本施策 3 子どもたちの男女共同参画の推進 .....	10
基本施策 4 生涯にわたる男女共同参画の推進 .....	11
<b>基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり</b>	
重点目標 1 支援を必要としている人に対する環境整備 .....	12
基本施策 5 高齢者への支援 .....	14
基本施策 6 障がい者への支援 .....	14
基本施策 7 外国人居住者への支援 .....	15
基本施策 8 ひとり親家庭への支援 .....	15
基本施策 9 防災・復興支援における参画 .....	16
重点目標 2 あらゆる暴力の根絶 .....	17
基本施策 10 DV・ハラスメント被害者への支援及び防止啓発 .....	19
基本施策 11 相談しやすい体制の強化 .....	20

重点目標 3	生涯にわたる健康支援	21
基本施策 1 2	健康の保持増進に関する支援	22
基本施策 1 3	妊娠・出産に関わる健康支援	23
基本施策 1 4	学校教育における健康学習	23

### 基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

重点目標 1	家庭における男女共同参画の推進	24
基本施策 1 5	家事・育児・介護への男性の参画推進	26
基本施策 1 6	子育て支援、保育・介護サービスの充実	26
重点目標 2	職場における男女共同参画の推進	27
基本施策 1 7	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	28
基本施策 1 8	男性の育児・介護休業取得促進	28
基本施策 1 9	女性の経営参画推進及び起業・再就職等支援	29
重点目標 3	地域・社会活動における男女共同参画の推進	30
基本施策 2 0	審議会等での参画の推進	32
基本施策 2 1	地域活動・まちづくり等における参画	32

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

米子市では、男女共同参画社会<sup>1</sup>の実現をめざして、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、5年後の平成20(2008)年にその一部を改正し、様々な取組を進めてきました。そして、平成22(2010)年に「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には第2次、平成30(2018)年には第3次の「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など社会情勢も変化し、また、依然として様々な形態の人権侵害も存在していることが明らかになってくるなど、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を發揮して生き活きと暮らせる社会の実現には、いまだに解決すべき多くの課題が残されています。

国際社会においては、平成27年(2015)年に国連が「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして提唱したSDGs(持続可能な開発目標)の一つとして「ジェンダー平等」が掲げられ、さまざまな視点から男女平等に向けた取り組みが進められています。

こうした現状から国際社会、国、県の動きや社会情勢を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをさらに実効性の高いものとするため、「第4次米子市男女共同参画推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

○この計画は、「米子市男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に定められた計画であり、条例に定められた基本理念にのっとり、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。

○この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」を包含するものです。

○この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」を包含するものです。

---

<sup>1</sup>男女共同参画社会：男女が社会の公平な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

### 4 計画の基本理念

米子市では、「米子市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。この条例の基本理念は男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方や方向性を示していることから、これを本計画の基本理念とします。

- (1)一人ひとりの人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと
- (2)誰もが、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと
- (3)誰もが、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること
- (4)社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないように配慮すること
- (5)誰もが、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- (6)誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること

### 5 計画の目標

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざして、この計画の目標を次のとおりとします。

## 誰もが自分らしく 生き生き暮らせるまち

米子市まちづくりビジョンにおいては、目標とする将来像を「住んで楽しいまちよなご」としています。これは、誰もが生きる喜びを実感し、自分らしくいきいきと活躍でき、活力があり続けるまちをめざすものです。本計画の目標は、こうしたまちづくりと連動して男女共同参画の推進に取り組んでいくことを示しています。

## 6 計画の基本テーマ

計画の基本理念に基づき、米子市の男女共同参画施策を体系的に推進するため、全体計画を基本となる3つのテーマごとにまとめています。

### 【基本テーマⅠ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画について正しく理解し、家庭や職場、地域などにおいて性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる基盤づくりを推進します。

**重点目標1 男女共同参画の理解促進と人材育成**

### 【基本テーマⅡ】誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

様々な立場の人権に配慮して、誰もが安全・安心に暮らせるよう、あらゆる形態の暴力を根絶し、また様々な困難を抱えている人々への支援や誰もが生涯健康で生き生きと暮らせる社会づくりを推進します。

**重点目標1 支援を必要としている人に対する環境整備**

**重点目標2 あらゆる暴力の根絶**

**重点目標3 生涯にわたる健康支援**

### 【基本テーマⅢ】誰もが楽しく活躍できる環境づくり

性別に関わらず、誰もが互いに助け合いながら、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを図りつつ、家庭や職場、地域などあらゆる場面に参画し、能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進します。

**重点目標1 家庭における男女共同参画の推進**

**重点目標2 職場における男女共同参画の推進**

**重点目標3 地域・社会活動における男女共同参画の推進**

※基本テーマⅡの重点目標2を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

※基本テーマⅢの重点目標1、2及び3の一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

## 7 計画の推進

### (1) 推進体制の整備

#### ○米子市男女共同参画推進審議会

米子市男女共同参画推進計画の策定、男女共同参画に関する施策の推進及びその他の重要事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき設置された附属機関です。

#### ○庁内推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための総合調整機関として、米子市人権施策推進会議を設置しています。これは、市長以下部長級以上の職員で構成する、米子市の人権施策の最高意思決定機関であり、毎年度の男女共同参画推進計画の実施状況の点検を行います。

### (2) 市民・事業者等との協働と連携

本計画を総合的・効果的に推進するため、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協働するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

#### 【市の役割】

- ・男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的に実施します。
- ・市民や事業者等、国、県などとの協働・連携に努めます。

#### 【市民の役割】

- ・男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、地域などで自主的に男女共同参画の推進に努めます。
- ・市が実施する施策に協力するよう努めます。

#### 【事業者等の役割】

- ・事業活動等において、男女共同参画について理解を深め、就業環境の整備等に努めます。
- ・市が実施する施策に協力するよう努めます。

市民とは… 市内に居住している人だけでなく、市内にある事業所や学校に通勤、通学している人を含みます。

事業者とは… 民間企業、自営業者、公的機関、各種団体、ボランティア団体、事業活動を行うあらゆる個人・法人、自治会、PTA等が含まれます。

### **(3) 国・県等関係機関との連携**

本計画の効果的な推進を図るため、国や県および他の自治体、関係機関との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

### **(4) 計画の進行管理**

毎年度ごとに本計画の実施状況の進行管理と施策の評価を行います。そして、その結果を米子市男女共同参画推進審議会および米子市人権施策推進会議に報告して審議を受け、公表します。

# 計画の体系

計画の目標	基本テーマ	重点目標	基本施策
誰もが自分らしく、生き生きと暮らせるまち	I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画の理解促進と人材育成	1 一般市民啓発・人材育成 2 行政職員の人材育成 3 子どもたちの男女共同参画の推進 4 生涯にわたる男女共同参画の推進
	II 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	支援を必要として 1 いる人に対する環境整備	5 高齢者への支援 6 障がい者への支援 7 外国人居住者への支援 8 ひとり親家庭への支援 9 防災・復興支援における参画
		2 あらゆる暴力の根絶	10 DV・ハラスメント被害者への支援及び防止啓発 11 相談しやすい体制の強化
		3 生涯にわたる健康支援	12 健康の保持増進に関する支援 13 妊娠・出産に関わる健康支援 14 学校教育における健康学習
	III 誰もが楽しく活躍できる環境づくり	1 家庭における男女共同参画の推進	15 家事・育児・介護への男性の参画推進 16 子育て支援、保育・介護サービスの充実
		2 職場における男女共同参画の推進	17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 18 男性の育児・介護休業取得促進 19 女性の経営参画推進及び起業・再就職支援
		3 地域・社会活動における男女共同参画の推進	20 審議会等での参画の推進 21 地域活動・まちづくり等における参画

## 計画の内容

### 基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### 重点目標 1 男女共同参画の理解促進と人材育成

##### 〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現していくためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、意識を育んでいくことが必要です。しかし、「男だから、女だから」と性別でふるまいや生き方を制限するといった、性別による固定的な役割意識はいまだに根強く残っています。

令和3年度に実施した「米子市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、男女平等についての意識において、「家庭生活」「職場」「社会的慣習・しきたり」「地域社会」「政治の場」といった領域で「男性優遇」という回答が高くなっていました。また、男女のあり方についての考え方においては、「性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ」と考える人の割合は8割を越えました。しかし一方では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と考えている人の割合は、およそ3割となっていました。

このように、多くの市民が様々な場面で依然として男女平等が進んでいないと認識しており、こうした状況を変えていくためには、子どもの頃から男女共同参画について学ぶ環境を整えるとともに、家庭、学校、地域など社会全体で、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を発揮することができるように、意識啓発を行っていくことが重要です。

また、そうした男女平等の実現に向けた施策を推進するにあたっては、性的マイノリティ<sup>2</sup>の人々が排除されることのないよう、性の多様性を常に意識しながら取り組んでいく必要もあります。

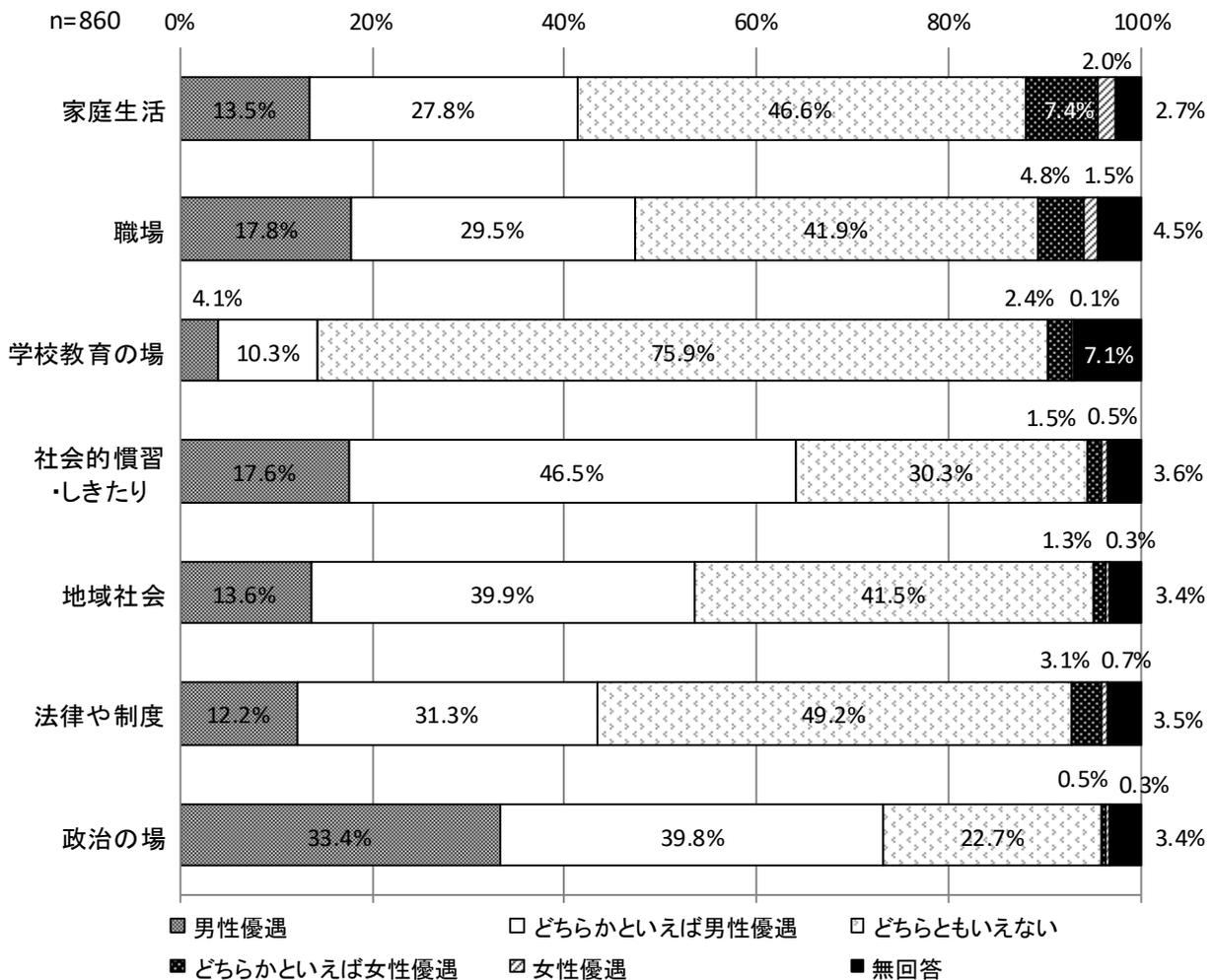
施策を実施する市においても、職員一人ひとりが市民の生活、福祉、権利等を保障する業務を担う立場にあることを確認し、男女共同参画推進条例に定める市の責務を十分に理解し、人権尊重と男女共同参画の視点に立って業務を遂行していく必要があります。

さらに、国際社会を視野に入れた取組も重要です。異なる文化や価値観を持つ者同士が互いに相手を尊重しあい共生を実現していこうとする国際社会は、男女共同参画社会がめざすものと共通しており、国際理解を推進していくことの意義はこの点にあります。国際理解を通して、男女が対等に協力しあうことの大切さがさらに広く理解されるように施策を推進していくことが必要とされます。

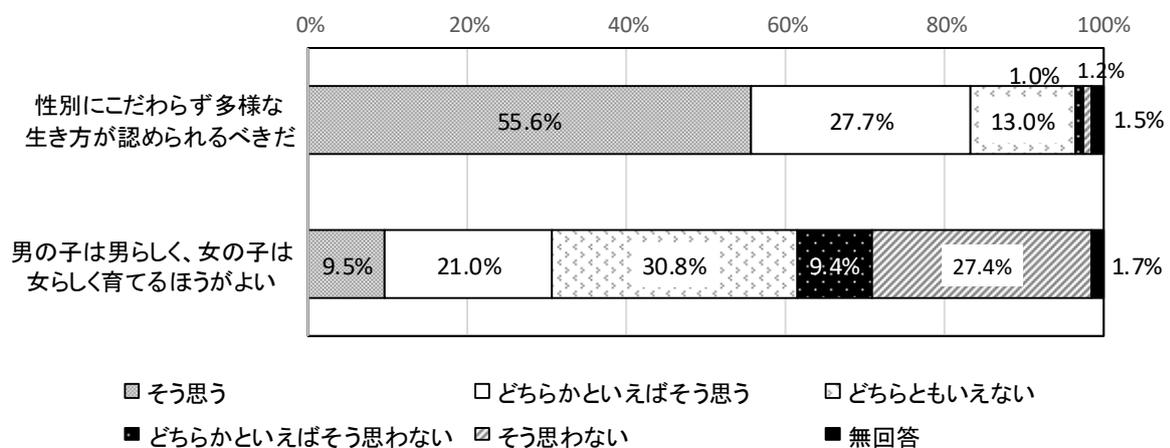
---

<sup>2</sup>性的マイノリティ：性的少数者ともいう。代表的なものとしては、同性愛者、両性愛者、体の性と心の性が一致していない状態にある者などがあげられる。

●男女平等についての意識



●男女のあり方についての考え方



〔令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

## 基本施策1 一般市民啓発・人材育成

市民一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割意識の解消や誰もが個性や能力を十分発揮できる社会づくりなどの必要性を正しく理解して認識を深めるよう、様々な機会を通じてわかりやすい啓発や広報、学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市男女共同参画センター(かぶりあ)を活用して、男女共同参画に関する各種講座の開催や幅広い情報提供を行います。	男女共同参画推進課
男女共同参画に関する標語などを募集し、広報よなご等に掲載します。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する各種講演会、研修会等への参加、協力、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
広報よなごに様々な人権分野に関しての特集記事を掲載する中で、男女共同参画に関する記事も掲載します。	人権政策課
男女共同参画社会の理念である共生をめざす、国際交流に関する講座・イベントを開催したり、他団体等主催の国際交流イベントの紹介、情報提供等を行います。	まちづくり企画課
性別による固定的な役割意識の解消や性の多様性についての理解を深めるための講演会、研修会等を開催します。	人権政策課

## 基本施策2 行政職員の人材育成

職員一人ひとりが人権意識や男女共同参画の視点を持ち、固定観念にとらわれることなく多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応して業務を遂行していくことができるよう、各種研修等を通して人材育成に努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市職員人材育成基本方針に基づき、高い人権意識と男女共同参画の意識を持ち、市民の立場に立って仕事ができる職員の人材育成に努めます。	職員課
人権行政推進者養成講座を行い、男女共同参画をはじめ様々な人権問題の解決と人権の視点に基づく職務の遂行に向け、米子市行政全体において推進的な立場となる職員を養成します。	職員課
人権教育地域懇談会助言者養成講座を開催し、助言者を養成します。	人権政策課
学校教職員は、男女共同参画の視点を持ち様々な人権課題の研修を受講し、指導者としての意識を高めます。	学校教育課

### 基本施策3 子どもたちの男女共同参画の推進

すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を発揮できるように育つよう、ジェンダー平等や男女共同参画についての学びを促進するとともに、家庭や家事、社会生活・国際理解について積極的に考え行動する力を育てることに努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市人権教育推進プランに基づく男女共生に関する教育を行います。	学校教育課
公立保育所・認定こども園で男女の序列のない男女平等意識を育てる保育や教育を推進します。	こども施設課
生活科、家庭科、学級活動、道徳の時間等で、家庭での仕事などについて話し合います。	学校教育課
中学生は、職場体験学習において様々な仕事を体験し、自分の将来の仕事について考える機会を持ちます。その中で、保育所・幼稚園等での保育実習において乳幼児と触れ合う体験をします。	学校教育課
子どもたちは学校の授業において、外国の生活・文化などに親しむ機会を持ちます。	学校教育課
小・中学生が外国の文化、生活などに触れる機会として、小・中学校や公民館等で国際理解講座を開催します。	まちづくり企画課
青少年の健全育成のために、関係機関と連携しながら、少年育成センターや青少年育成米子市民会議の活動の充実を図ります。	こども政策課
子ども同士の交流や子どもと地域の人々との交流を深める場である、子ども会等の活動を支援します。	こども政策課
式典参加者を中心とした実行委員会を組織し、男女が共に自分たちで成人式の企画・運営を行います。	生涯学習課

## 基本施策4 生涯にわたる男女共同参画の推進

固定的性別役割意識の解消に向け、学校と家庭、地域社会において、人権や男女共同参画の視点での学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
人権学習講座、隣保館講座などで、男女共同参画に関する講座等を行います。	人権政策課
自治会単位で開催される人権教育地域懇談会において様々な人権問題を扱う中で、男女共同参画について学習する機会を設けます。	人権政策課
保育所・幼稚園等のPTAに対して、人権保育研修、男女共同参画に関する研修等の機会を提供します。	こども政策課 人権政策課
市民講座等や公民館での社会教育講座(公民館大学等)において、人権や男女共同参画の視点を盛り込んだ講座を開催します。	生涯学習課 地域振興課
男女共同参画社会の実現に向けて、一般市民が外国の文化、生活などに触れる機会として、公民館等で国際理解講座、外国語講座を開催します。	まちづくり企画課 生涯学習課 地域振興課
男女共同参画社会の実現に向けて、小・中学校、地域、PTA等が連携して、合同人権教育研修会や人権講演会を開催します。	人権政策課
人権教育参観日を開催し、子どもと保護者が共に人権に関する学習をします。	学校教育課
小・中学校において、保護者等を対象としたPTA子育て講座を行います。	こども政策課

## 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標 1 支援を必要としている人に対する環境整備

#### 〔現状と課題〕

男女共同参画社会でめざす社会は、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が地域でより快適で安心・安全に暮らすことができる社会です。その実現のために、様々な困難や不安を抱えている人が自立して充実した生活を送ることができるよう、行政と関係機関、地域団体などが連携して、行政と関係機関、地域が一体となった重層的支援体制を整備していくことが必要とされます。

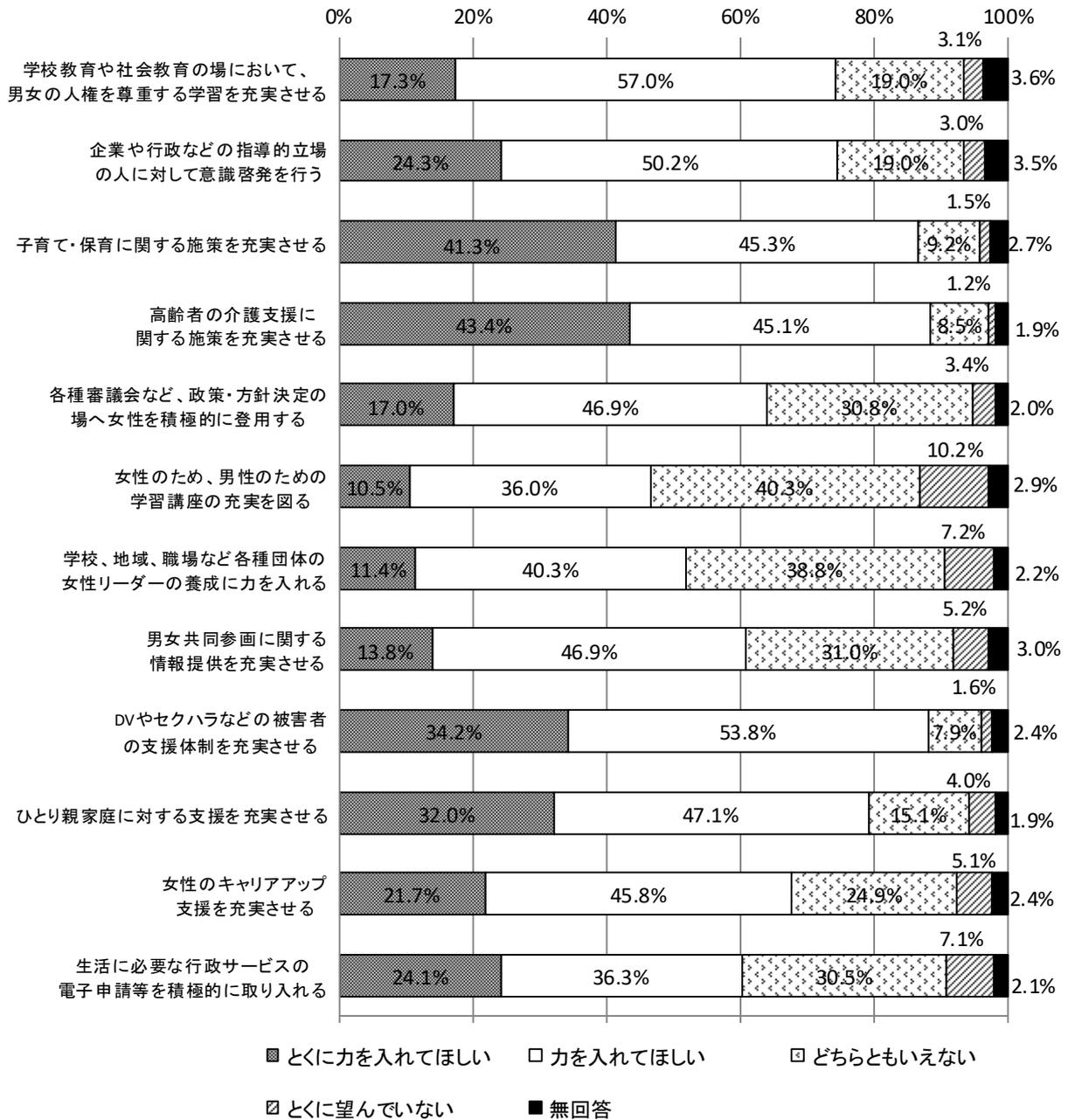
近年、単身世帯やひとり親世帯の増加、少子高齢化など社会や経済状態の急激な変化などにより、生活上の困難を抱え支援を必要としている人が増えています。また、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化によって、社会的に孤立する人が生まれやすくなっています。本市においても、そうした人たちへの支援のニーズが高まってきています。「意識調査」の結果によると、米子市が男女共同参画の実現のために行う施策についてどう思うかという問いに対して、「高齢者の介護支援に関する施策を充実させる」ことに、とくに力を入れてほしいと回答した人の割合が高くなっています。また、「ひとり親家庭に対する支援を充実させる」ことに、とくに力を入れてほしいと回答した人の割合も比較的高くなっており、高齢者やひとり親に対する社会的支援をさらに充実させることが求められています。

また、障がいのある人や外国人においては、生活に不便を感じていたり、差別や偏見などに悩んでいるなど、困難な状況に置かれている場合が今なお少なくなく、これについても対応が急がれます。

加えて、災害時においては、すべての人が支援を必要とする立場になることを考えれば、日頃から非常時の支援体制を整えることが重要です。防災分野においては、災害対応、避難所運営等において女性のニーズが反映されにくいことなどが明らかとなり、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性、重要性がますます認識されるようになっていきます。様々な防災の取組について、施策等に女性の参画を促進するとともに、子どもや高齢者、障がいのある人など幅広い視点を反映する体制づくりをしていくことが必要です。

●米子市が男女共同参画の実現のために行う施策について

n = 860



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

## 基本施策5 高齢者への支援

高齢者が地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して元気に暮らしていけるように、地区の民生委員や地域包括支援センターなどと連携して、高齢者の生活を支える環境整備を行い、その生活を支援します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市民一人ひとりが介護について考えるよう、高齢者、介護問題、認知症などに関する研修会や講座、家族介護教室等を開催し、情報の周知に努めます。	長寿社会課
要介護状態に陥らないために各種介護予防サービスを行います。	長寿社会課
老人福祉センター等で各種趣味の講座を開催し、教養やレクリエーションを通じて高齢者の心身の健康増進を図ります。	長寿社会課
認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進を図ります。	長寿社会課
高齢者実態調査を行い、独居高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況や身体状況の把握に努めます。	長寿社会課
高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの活動について支援します。	長寿社会課

## 基本施策6 障がい者への支援

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある人が地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの提供や支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉サービスの提供および相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
入所施設や長期入院者の地域生活への移行を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援します。	障がい者支援課
障がいのある人が安心して生活できるよう環境整備を図るとともに、合理的配慮の提供ができるよう研修会等の取組を支援します。	障がい者支援課
障がい者同士、また地域住民との交流を図る取組を支援するとともに、情報の取得利用や意思疎通の取組を推進します。	障がい者支援課
障がいのある人の就労と社会参加を促進するため、障がい者支援施設等からの優先調達に積極的に取り組みます。	障がい者支援課
障がいのある人の文化芸術活動やスポーツやレクリエーション活動を支援します。	障がい者支援課
障がい者世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

## 基本施策7 外国人居住者への支援

在住外国人に対して、必要な情報の提供や相談体制を整備することにより、生活上の不安を解消し、安心して暮らしていけるよう支援します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市役所窓口等で、国際交流員等が通訳支援などを行います。	まちづくり企画課
外国人の生活一般相談や日本語教室等を行っている(公財)鳥取県国際交流財団の紹介、情報提供等を行います。	まちづくり企画課 人権政策課
隣保館等で識字・日本語教室や生活相談を行います。	人権政策課
日本語教育促進員等支援員を学校に派遣し外国人生徒への学習支援を行います。	学校教育課
言葉や生活に不安のある外国人が安心して在住できるよう、防災面での支援を行います。	防災安全課
母子健康手帳の外国語版を発行します。	こども相談課
外国人無年金者に対して高齢者特別給付金を支給します。	長寿社会課

## 基本施策8 ひとり親家庭への支援

生活上困窮な状況に陥りやすいひとり親家庭が自立して安心して暮らせるように、生活支援、就業支援など状況に応じた支援体制の充実を図ります。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
母子生活支援施設を提供し、生活の自立に向けて支援します。	こども相談課
母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家族の相談に応じます。	こども支援課
関係機関が実施するひとり親家庭のための福祉資金の貸付や、家庭生活支援員派遣事業等について、周知します。	こども支援課
ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するための訓練期間、経済的な負担軽減を図るため給付金を支給します。	こども支援課
ひとり親世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

## 基本施策9 防災・復興支援における参画

地域防災計画や防災に関する施策等に、女性をはじめ様々な人々の意見などが反映されるよう、防災会議や防災組織への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市地域防災計画、避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込みます。	防災安全課
地区の自主防災組織を育成・支援し、女性の積極的な参画を促進します。	防災安全課
消防団への女性の参加を促進し、その活動を支援します。	防災安全課
女性、乳幼児、高齢者等様々な視点での必要な物資を備蓄します。	防災安全課
防災分野への女性の参画の必要性を広く啓発するとともに、関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	防災安全課 男女共同参画推進課

## 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標2 あらゆる暴力の根絶

〔現状と課題〕

ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>3</sup>、性犯罪、売買春、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント等、あらゆる暴力はその人の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会<sup>\*</sup>を形成していく上で克服すべき重要な課題です。なかでもDVは、家族という「親密な」関係で起こるものであるため、暴力が顕在化しにくく被害が深刻化していくことが大きな問題です。

「意識調査」の結果によると、「DVの被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が3.2%、女性が9.5%で、「セクシャル・ハラスメント<sup>4</sup>(セクハラ)の被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が2.0%、女性が6.4%となっており、被害者の多くは女性が占めていました。また、実際に被害にあったり身近なところで被害に直面したりした人が、それを相談したりするケースは増加しつつありますが、依然として誰にも相談していない現状もあります。

暴力は被害者本人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害です。家族など親密な関係であっても絶対に許されないということを強くうたえ、誰もが加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための啓発・支援を促進し、被害者のためには関係機関との連携による相談・支援体制の整備やより相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

#### ●DV、セクハラの実験・認知

		被害者としての 経験がある	加害者としての 経験がある	身近に被害を受 けた人がいる	被害を受けた人 から相談されたこ とがある	実際に経験したり 見聞きしたことは ないが内容は 知っている	知らない	無回答
DV	男性	3.2%	2.3%	3.8%	2.0%	58.5%	30.4%	2.3%
	女性	9.5%	1.2%	6.4%	4.8%	59.8%	18.5%	3.5%
セクハラ	男性	2.0%	0.9%	4.7%	1.5%	59.9%	30.7%	2.0%
	女性	6.4%	0.4%	3.9%	1.5%	62.4%	23.2%	3.1%

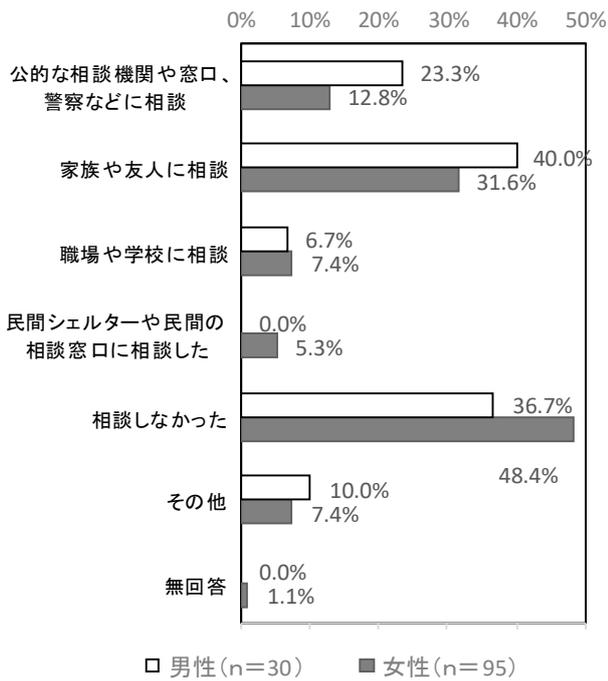
※複数回答可

〔令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

<sup>3</sup>ドメスティックバイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

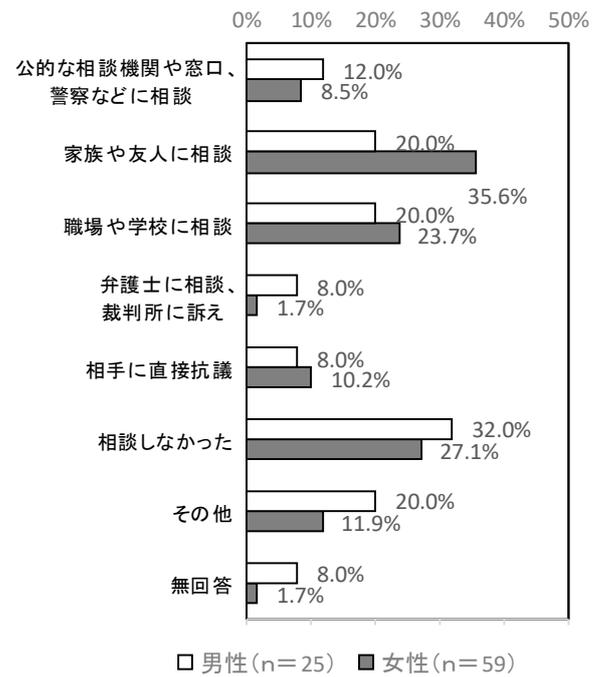
<sup>4</sup>セクシャル・ハラスメント：相手方の意に反する性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布などが含まれる。

●DVに対する相談先



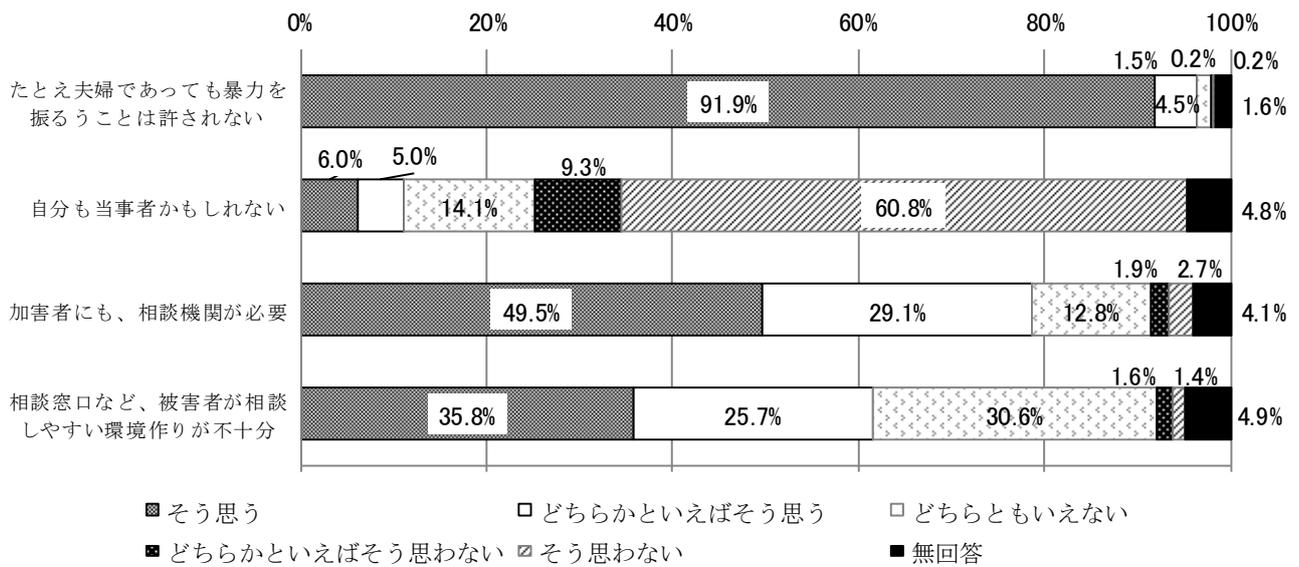
※複数回答

●セクハラに対する対応



※複数回答

●DV、セクハラに対する考え方



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

## 基本施策10 DV・ハラスメント被害者への支援及び防止啓発

様々な機会を通じて、DVの予防と根絶に向けた啓発活動を推進します。また、将来の被害者・加害者をつくらないために、若い世代に対してもあらゆる暴力に対する予防啓発を行います。

そして、職場等において誰もが安心して働くことができるように、セクハラをはじめ、パワー・ハラスメント<sup>5</sup>やマタニティ・ハラスメント<sup>6</sup>等の防止に向けた各種啓発や情報提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市の相談窓口で専門の相談員を配置し、県などの関係機関や庁内関係課と連携して、被害者支援に努めます。	こども相談課
DVに関する講座等の開催や広報よなごへの記事掲載など、人権尊重に関する意識啓発を行います。また、県と連携して若い世代に対する予防啓発に努めます。	男女共同参画推進課 人権政策課
職場等におけるハラスメント <sup>7</sup> の防止を広く啓発し、一般市民や市職員に研修会等の情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 職員課
被害者家庭に対して住宅支援、健康保険に関する支援、子どもの就学支援を行います。	住宅政策課 保険課 学校教育課
DV加害者に対しては、相談窓口の周知を図るとともに、暴力防止につながる対応を行います。	こども相談課 男女共同参画推進課

<sup>5</sup>パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為。

<sup>6</sup>マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休暇取得などを理由に職場で嫌がらせを受けたり、解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを受けること。

<sup>7</sup>ハラスメント：特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な被害を与えるなど強く嫌がられる道徳のない行為の一般的総称。

## 基本施策 11 相談しやすい体制の強化

相談体制の充実、多様な相談方法の周知を図るとともに、関係機関と連携して被害者に対する支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関相互連携の強化を図ります。	こども相談課 男女共同参画推進課
夜間や休日でも被害者が必要な支援につながるよう、SNS 相談やメール相談、オンライン面談について周知します。	男女共同参画推進課 こども相談課
被害者を発見した人が相談窓口や関係機関に通報することを呼びかけることや、被害者を相談につなげるための取り組みを進めます。	男女共同参画推進課 こども相談課
鳥取労働局、鳥取県労働委員会などの相談窓口や相談会開催日などについてチラシ・パンフレット等で情報提供を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課

## 基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標3 生涯にわたる健康支援

#### 〔現状と課題〕

すべての人が、その個性と能力を発揮して、生き生きと暮らすことができる社会を実現するためには、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが不可欠です。

身体にそなわる生殖機能の違いから、それぞれの性にはそれぞれの健康問題があります。ライフステージごとにも異なる健康問題があります。また、飲酒や喫煙の習慣が男性において多いとか、悩み事があっても相談しない男性が多いなど、社会が求める男らしさ(女らしさ)のために心身に悪い影響をもたらしていることもあります。こうしたことをふまえると、健康問題を考える際には性別という視点も重要であることがわかります。

生涯を通じて、心身ともに健康に過ごすためには、日頃からの健康維持、増進、管理が大切であり、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実、そして健康の保持・増進に向けた取組を推進することが求められます。また、健康に関する正しい知識を身につけるためにも、健康の大切さや病気の予防などについて、子どもたちが学ぶことは重要で、学校などでの健康教育を充実させることが必要です。

さらに、「健康寿命の延伸」をめざし高齢者が地域で生き生きと暮らし続けられるように、社会参加や生きがいを生み出す仕組みづくりも必要です。

## 基本施策 1.2 健康の保持増進に関する支援

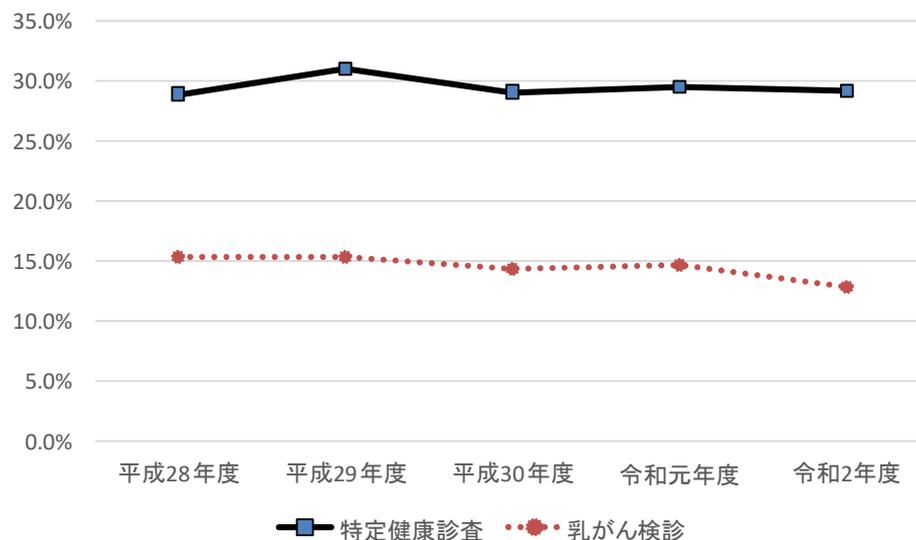
誰もがそれぞれ主体的に、生涯を通じて心身の健康の維持や増進、管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、情報提供などを行います。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
健康に関する各種講座、公民館大学等社会教育講座、生活習慣病予防講座、健康づくり教室などを開催し、健康に関する啓発に努めます。	生涯学習課 地域振興課 健康対策課
メンタルヘルス研修を開催します。また関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	職員課
自死予防研修を開催するなど、こころの健康に関する啓発を行います。	健康対策課
健康保持、体力増進のための各種スポーツ教室・講習会やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興に努めます。	スポーツ振興課
フレイル対策及び介護予防事業を行います。	健康対策課

### ● 特定健康診査、乳がん検診受診率



(米子市事務報告)

### 基本施策 13 妊娠・出産・性に関わる健康支援

女性の妊娠や出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てていけるように支援していく取組の充実に努めます。また、妊娠・出産などに関わる健康保持や女性特有の疾病についての学習機会の提供に努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
各種妊娠健康診査に助成を行い、検診率向上に努めます。	こども相談課
マタニティ&ベビー相談や母子手帳交付時に、妊婦とその家族に対して妊娠・育児相談を行います。	こども相談課
家族などの援助がない方、産後心身の不調または育児等に強い不安のあるお母さんと赤ちゃんに、指定の施設でケア及び授乳・育児相談を行います。	こども相談課
女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診の重要性を啓発し、経費助成、休日検診日設置等により受診率向上を図ります。	健康対策課
不妊・不育治療に要した経費の一部を助成します。	健康対策課
成人式において、新成人に子宮がんや性感染症等の予防啓発チラシを配布します。	健康対策課

### 基本施策 14 学校教育における健康学習

子どもたちが、命や体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つことができるような学習や相談体制の充実に努めます。また学校給食を通して食育の推進を図ります。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
学校において、命と体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つことができるような学習や相談体制の充実に努めます。またそれらの教育活動を公開することにより、健康や性教育に関する市民の関心を高めると同時に、よりよい教育体制をつくります。	学校教育課
子どもたちが学校で、生活習慣病、性感染症等の病気予防や薬物乱用防止に関する理解を深める学習や取組を行います。	学校教育課
心の教室相談員、スクールカウンセラー等を活用し、子どもたちの心の健康についての相談体制の充実に努めます。	学校教育課
栄養教諭・学校栄養職員が給食時間や授業時間に出向き、子どもたちに学校給食を通じた食に関する指導を行います。また、保護者に対しては、試食会での講話や給食だよりなどの家庭配布等を通して食育についての啓発を行います。	学校給食課

## 基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

### 重点目標 1 家庭における男女共同参画の推進

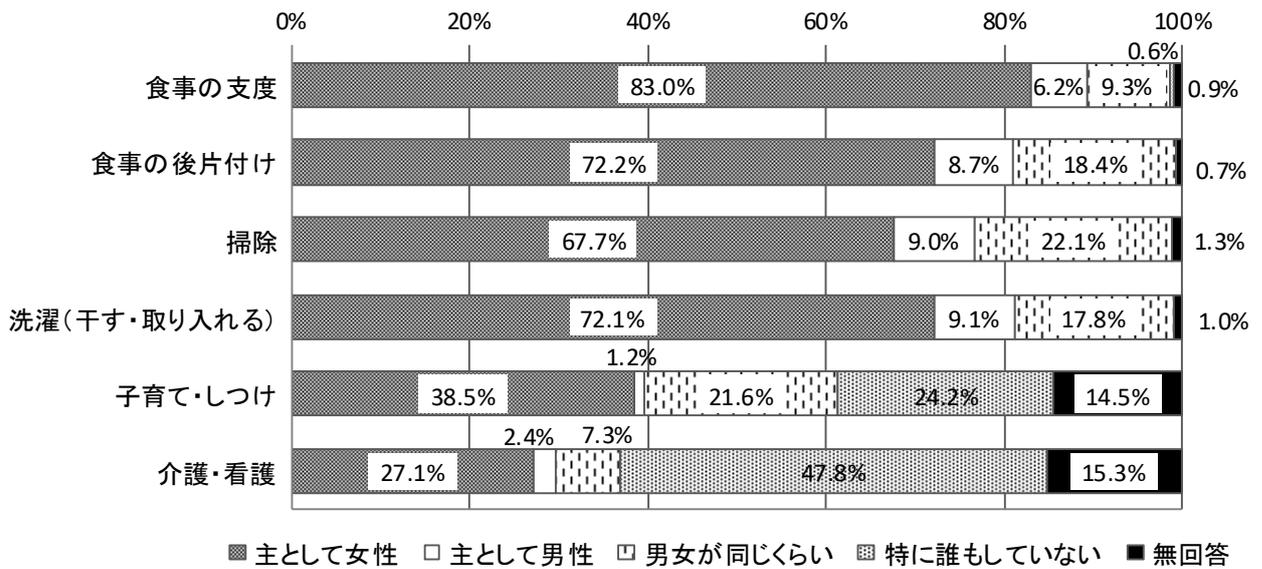
〔現状と課題〕

「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割意識にとらわれることなく、それぞれがともに多様な生き方を尊重し合い、協力して家庭生活を維持していくことができるよう、男女共同参画の実現に向けた環境づくりが必要です。

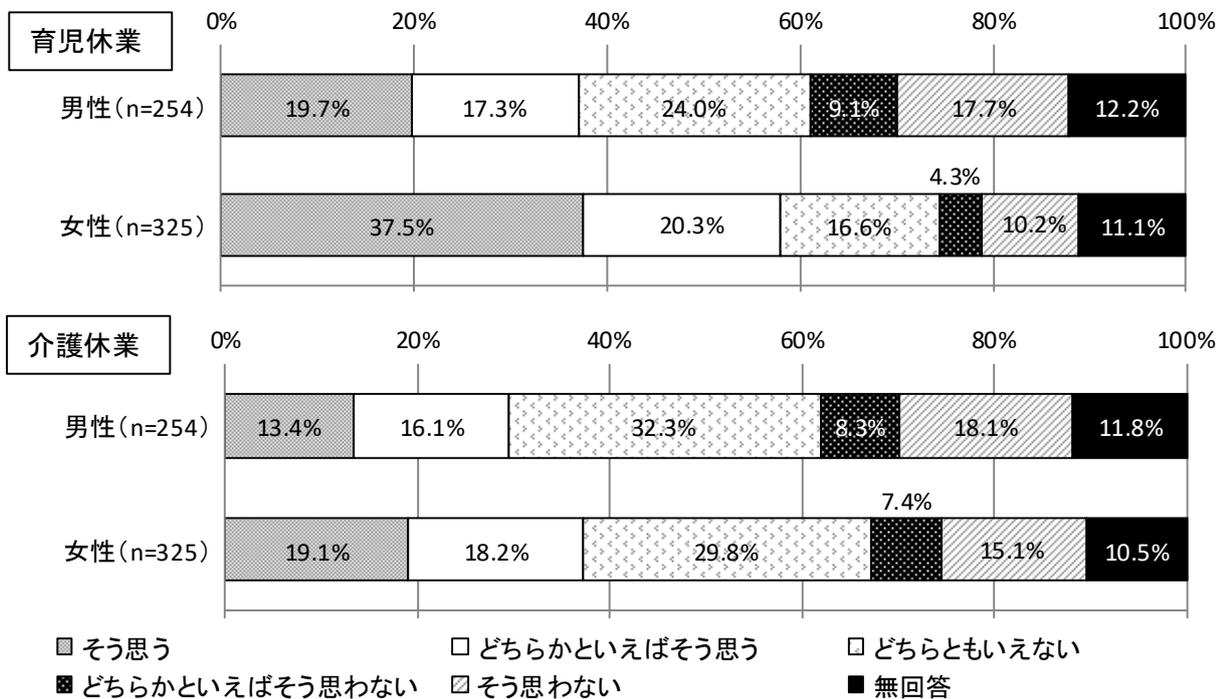
「意識調査」の結果によると、家事や育児、介護といった家庭での役割はいずれも「主として女性」が担っているという傾向がありました。育児については他の家庭での役割と比べると「男女が同じくらい」しているという割合が大きくなっていますが、一方で育児休業制度や介護休業制度について、取得がしやすいと思う人の割合は、女性より男性が低くなっていました。これらの結果は、家族のケアは今なお女性だのみになりがちであることをうかがわせます。家族生活における男女共同参画の推進に向けては、個々人の意識改革は言うまでもなく、男性労働者に仕事中心の生き方を求め、家庭で過ごす時間がほとんどない状況を強いる職場の慣習を変えていくことも重要となります。家族のケアのための離職を防ぎ、希望に応じて誰もが仕事とケアを両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正されました。これらの制度の積極的な利用を、より多くの職場に定着させることが課題です。

もちろん、子育てや介護など家族のケアは家族だけで対応しきれるものではありません。ケアをする人たちを支えていくことも大切です。誰もが、安心して仕事と家庭生活を両立していけるよう、家庭での負担軽減も図りながら、行政のみならず、地域や社会全体で子育てや介護を支えていけるような体制づくりが必要です。

●家庭での役割分担



●育児・介護休業制度の取得がしやすい



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

## 基本施策 15 家事・育児・介護への男性の参画推進

男性が積極的に、家庭での役割を担うことができるように学習機会を提供するとともに、家族が協力して、家庭生活における責任を果たすことができるように啓発を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
公民館等で、男性が参加できる「料理教室」などを開催します。	地域振興課
男性を対象として、健康づくりの講座と調理実習を行い、食生活の自立を図ります。	健康対策課
マタニティ&ベビー相談の中で男性の参加を促し、一緒におむつ交換や沐浴等の育児体験をしてもらう機会を作ります。	こども相談課
母親だけでなく、父親も子どもの誕生や育ちに関心をもつことができるよう、妊娠届出時には母子健康手帳と併せて、父親用のリーフレット(パパトライ)も作成、交付します。	こども相談課
家庭の役割は、共に担うという視点に立った意識の普及を図ります。また、関係機関が主催する研修会等への参加促進、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

## 基本施策 16 子育て支援、保育・介護サービスの充実

未来を担う子どもたちがすくすくと健やかに、個性豊かに育っていけるように、市や保護者、地域、事業者、関係団体等が連携して、子育てに関する相談や各種保育サービスをはじめとする様々な子育て支援サービスの充実や柔軟な介護サービスを推進します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
各種子育て教室や乳幼児相談を開催し、乳幼児の保健指導、育児相談を行います。	こども相談課
乳幼児のいる家庭に保健師等が家庭訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談を受けます。	こども相談課
地域子育て支援センターを運営し、子育て相談、講習会、情報交換等を行います。また子育てサークルの活動を支援します。	こども相談課
ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域で育児を助け合う体制をつくります。	こども支援課
保育所等での延長保育、休日保育等の拡充に努めます。	こども支援課
全小学校でなかよし学級を運営し、利用者の意見や要望に応えるため、民間施設も含めた、設備や体制等環境の整備に努めます。	こども施設課
柔軟な介護サービスを進めることで、介護者の負担軽減を図ります。	長寿社会課
ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、関係機関と連携して相談援助に取り組めます。	こども相談課 学校教育課

## 基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

### 重点目標 2 職場における男女共同参画の推進

#### 〔現状と課題〕

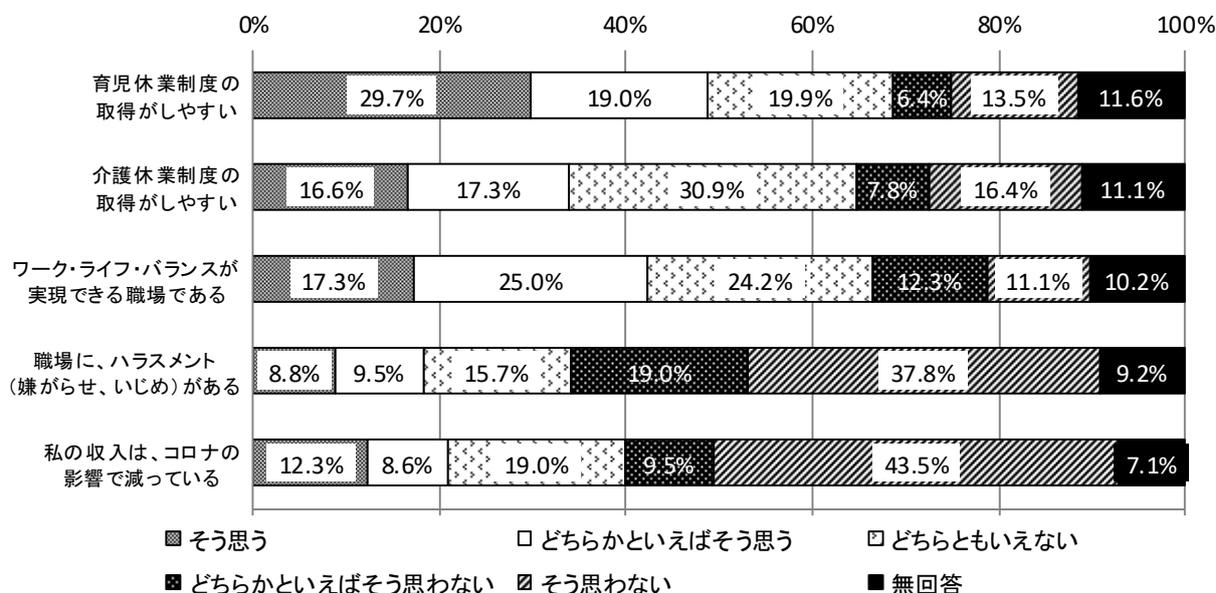
少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済分野における女性の活躍への期待は大きくなっています。とはいえ、個々人が仕事をするのは社会が求めているからではなく、その人自身のためということを忘れてはなりません。一人ひとりがやりがいや充実感をもって働きながら、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方ができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス<sup>8</sup>を実現していくことが求められています。

「意識調査」において、職場の現状について尋ねた結果からは、「育児・介護休業制度の取得がしやすい」「ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場である」と思わないとする回答の割合が20%程度あり、働く人のために改善の余地があることがうかがえました。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の見直しや安心して一人ひとりの実情に応じて制度を取得できる多様で柔軟な働き方への、社会全体の意識改革が必要です。

さらに、農林水産業や商業等自営業における女性の参画、賃金格差や地位向上に関する問題、結婚・出産等で離職した女性の再就職や起業など、働く女性に関する問題はまだまだ多く存在していることから、女性が個性と能力を十分に生かして、いきいきと活躍できるような社会の実現が望まれます。

#### ●職場の現状



〔令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

<sup>8</sup>ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 基本施策17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事・家庭生活・自分自身のための活動のバランスを図ることにより、多様な生き方を選択し、それを実現することができるように意識の醸成や環境づくりを推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催します。また、関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図ります。	職員課 男女共同参画推進課
鳥取労働局やその他関係機関と連携し、労働に関する相談会等の周知、情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課

## 基本施策18 男性の育児・介護休業取得促進

働く男性が積極的に子育てに関われるよう、子育てに対する責任と参画への必要性についての理解を促進し、意識を高めていくための学習機会の提供や啓発を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
男性の育児・介護休業取得の促進に関する各種制度の情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する男性の育児休業取得に関する研修会等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
市男性職員の育児休業取得率の向上をめざし、対象職員及び所属長に対し働きかけを行うとともに啓発を行います。	職員課

## 基本施策 19 女性の経営参画推進及び起業・再就職等支援

農業や商業などの自営業における女性の経営への参画を推進します。また、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できるように、起業や再就職に対する学習機会の提供などの支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
農家の家族経営協定 <sup>9</sup> に関する情報提供を行い、県や関係機関と連携して、締結の促進を図ります。	農林課
農産物等の加工・直売活動をしている女性グループ等に対して活動支援を行います。	農林課
企業等に向けて男女共同参画の推進に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	経済戦略課
在職者のスキルアップ及び離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発及び向上に必要な講座等の受講に係る経費の一部を補助します。	経済戦略課
子育て中の女性を支援するために、就職や仕事に役立つ資格取得に係る費用の一部を助成します。	男女共同参画推進課
女性の起業、再就職、職業訓練、人材育成等に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課
女性リーダー研修、女性の能力開発やスキルアップを図る講座等を開催します。また、関係機関等が主催するセミナーやリーダー研修等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

<sup>9</sup>家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

## 基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

### 重点目標3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

#### 〔現状と課題〕

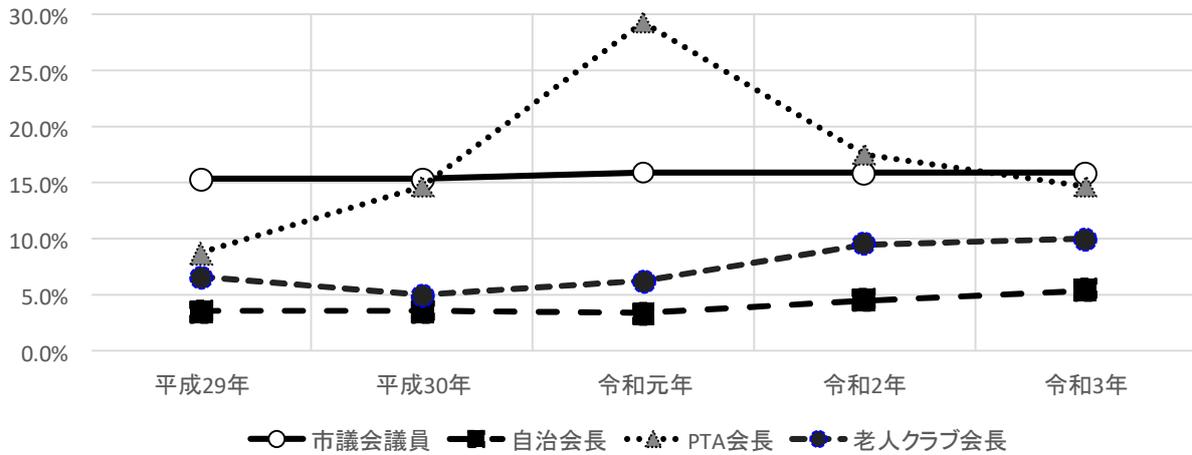
職住の分離や自家用車の普及などで人びとの生活圏が拡大したことにより、今日では、近隣の人びとと関わる機会が減少しています。また、個人の自由を追求する現代人は、義務的な近所づきあいをわずらわしいと思う傾向もあります。そうしたなかで、地域コミュニティの衰退が進んでいます。しかし、地域コミュニティの、日常的に接することができる顔の見える関係が、災害時から子育てや高齢者福祉にいたるまで人びとを支える大きな力になるのも事実です。この点で、地域コミュニティの活性化は重要です。

しかしながら、「意識調査」によると、地域の現状としては「自治会活動に参加している」は「そう思わない」が32.2%、「あまりそう思わない」が9.5%でした。また、「地域活動ではリーダーは男性で、女性は補助的な役割になる」と感じている割合が51.6%となっていました。地域コミュニティの活性化は、地域活動での男女不平等を見直し、男女共同参画を実現していくことが鍵を握るということがうかがえます。

そのためには、女性とその能力を十分発揮できて参画しやすい環境を整備していくとともに、性別に関わらず住民自身が自らの意識を高め、自分の意志で、積極的に地域に関する意思決定に参画していくことも必要です。

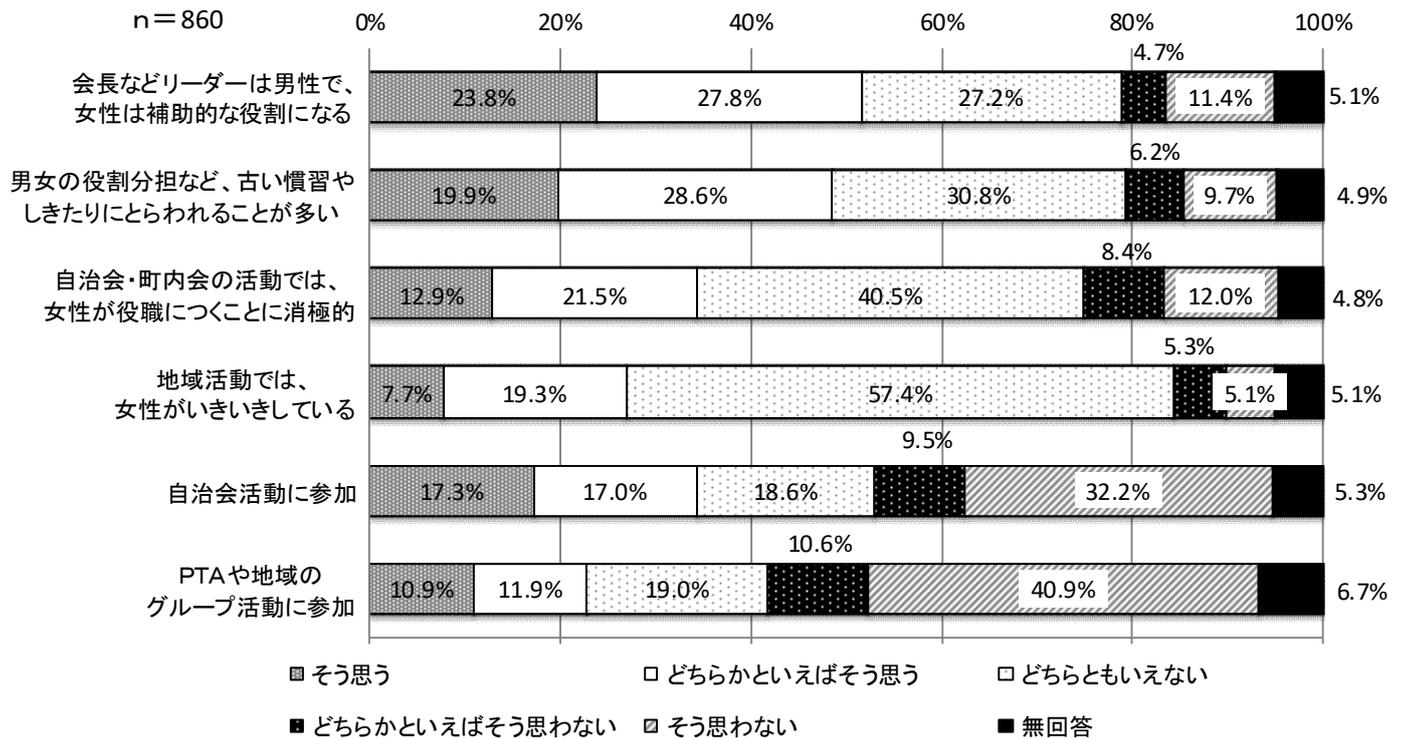
日常的に関わりを持つ人々がいるという点で、市民にとって最も重要な暮らしの場である地域社会を、持続可能で誰もが住みやすく活力があるまちとしていくためには、誰もが積極的に地域活動に関わり、多様な視点で意見を出し合って、自分たちの手でよりよい地域社会をつくっていくことが重要です。それとともに、それぞれの立場で、様々な形で地域活動に参画できる環境づくりを推進していく必要があります。

●米子市における市議会議員、地区自治会長、PTA 会長、老人クラブの会長の女性の割合



〔米子市男女共同参画推進課調査〕

●地域の現状



〔令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

## 基本施策 2 0 審議会等での参画の推進

多様な視点での幅広い意見を取り入れて審議会や委員会等をさらに活性化するために、女性の委員を積極的に登用して、様々な意思が反映できるような審議会等の構成を推進します。また、女性自身がそれぞれの持っている個性や能力を発揮して、自らの意思で、積極的に意思決定の領域に参画していくことができるような環境を整えるとともに、学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
審議会や委員会等附属機関の委員の任命、委嘱に当たっては女性の登用を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	職員課 男女共同参画推進課
各分野で活躍している女性を米子市女性人材バンクに登録し、審議会等委員の人選に際し推薦することで、女性はその能力を発揮することができる機会を提供します。	男女共同参画推進課
女性団体が取り組む、男女共同参画推進のための研修会、女性大会、女性の人材育成などの様々な活動を支援します。	男女共同参画推進課 生涯学習課
地域、政治、行政、教育等、様々な分野において、女性が意思決定の場に参画していくよう、広く啓発を行います。	男女共同参画推進課

## 基本施策 2 1 地域活動・まちづくり等における参画

地域活動の場において、多くの人が協働し、様々な視点や意見を反映させることができるよう、性別による固定的な役割意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を醸成します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市自治連合会と連携・協力し、地域のまちづくりの推進に取り組むとともに、自治会加入率を高めるための啓発を行います。	地域振興課
地域の多くの人が様々なまちづくり活動に積極的に取り組めるように、まちづくりに取り組むための活動経費の一部を助成します。	まちづくり企画課
環境問題など社会問題の解決に向けた地域活動に、誰もが参加・協力して、環境問題に関する啓発、情報発信を行います。	環境政策課 クリーン推進課
子どもたちが、地域社会や環境問題などについて学ぶ学習活動の場を提供します。	環境政策課